

(様式第1号)

上勝町地域農業再生協議会長 殿

令和 年 月 日

## 農機具等貸出申込書

### 使用者記入欄

裏面の注意事項に同意の上、貸出を申し込みいたします。

初回利用  2回目以降利用

貸出機械	【小】ハンマーナイフモア(HRC665S)	使用料	
	【大】ハンマーナイフモア(HRS815)		
	樹木粉碎機(GS126G)		
住所	市・郡	町・村	
氏名 (法人名等)	所有者又は管理者		
	所有者又は管理者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 受託業者 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
連絡先	— —	携帯	— —
貸出予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
	日 使用予定	使用予定面積	a
使用地区	正木 傍示 福原 生実 旭		
注意事項について	下記のことに同意します。 <input type="checkbox"/> ① 私は、機械等の利用にあたり、関係法令及び裏面注意事項を遵守し、自らの責任において使用します。 ② 機械等の利用に関して、土地所有者、管理者その他第三者との間に紛争等が生じた場合は、利用者の責任において解決します。		

### 管理者確認欄

貸出年月日	令和 年 月 日	
返却年月日	令和 年 月 日	※返却時に記載
使用期間	日 使用	※返却時に記載
使用料領収日	令和 年 月 日	
使用料領収金額	円	

### ※確認事項

◆貸出時		◆返却時	
燃料確認	<input type="checkbox"/>	燃料確認	<input type="checkbox"/>
動作確認	<input type="checkbox"/>	動作確認	<input type="checkbox"/>
損傷箇所確認	<input type="checkbox"/>	損傷箇所確認	<input type="checkbox"/>
	確認者		確認者

## 【注意事項】

### 1. 使用目的

貸出機械は、上勝町内に所在する農地等の保安全管理、耕作放棄地の復旧、剪定枝等の処理その他町長が適当と認める作業等に使用するものとする。

### 2. 貸出や返却について

- (1) 貸出期間は申し出によって上勝町地域農業再生協議会(以下「管理者」)の支障のない範囲内で延長できます。
- (2) 貸出料金は、貸出日から返却日までの期間内で、実際に使用した日数に、定めた金額を乗じた金額とします。
- (3) 貸出を受けた機械を、管理者の許可無く他者に貸し出さないでください。(又貸しの禁止)
- (4) 貸出期間中の機械は、利用者が使用前後に必ず点検を行い、責任を持って使用し、公道等は必ず運搬車に乗せて移動してください。また、不使用時は災害や盗難等に対して安全な場所に保管してください。利用者は、自らの責任において機械等を利用するものとします。
- (5) 機械使用後は、利用者が洗浄掃除してから返却してください。返却後は管理者による点検を行います。
- (6) 機械使用中の燃料は利用者が負担し、返却時は燃料を満タンにしてください。

### 3. 安全管理について

- (1) 利用者は、機械等の取扱説明及び管理者の指示に従い、安全に十分配慮して使用してください。
- (2) 石、金属その他機械等の故障又は破損の原因となるものがある場所で機械等を使用してはなりません。また、これらを機械等に投入してはなりません。

### 3. 故障や事故について

- (1) 次に掲げる、貸出機械の損傷による修理等の負担については利用者の負担となります。
  - ① 故意もしくは利用者の重大な過失、使用前の点検確認整備等により防ぐことができた損傷及び不適切な使用によって生じた損傷の修理復旧に要した費用
  - ② 不適切な保管場所での自然災害、盗難および盗難によるき損で修理復旧に要した費用
  - ③ 公道走行等の法令違反による事故で発生した損傷の修理復旧に要した費用
- (2) 適正な使用中の事故による損傷については、5万円を限度に利用者が負担します。特別な理由がある場合は、利用者と管理者双方が話し合い決定します。
- (3) 異常や故障を発見した場合は直ちに使用を中止し、管理者に連絡して指示を得てください。
- (4) 人身事故が発生した場合は、救護措置をした後、速やかに最寄りの警察署及び管理者に連絡してください。
- (5) 盗難が発生した場合は、直ちに警察署に通報するとともに、管理者に連絡してください。

### 4. その他

- (1) 機械器具の不具合による作業の遅れ等について、管理者は責任を負いません。
- (2) 土地所有者、管理者その他第三者との間に紛争等が生じた場合は、利用者の責任において解決するものとします。
- (3) 機械等の利用によって利用者、土地所有者、管理者その他第三者に生じた損害について、町及び管理者はその責めを負いません。
- (4) 記載事項以外については、利用者と管理者の協議により解決します。

**【管理者】 上勝町地域農業再生協議会(上勝町産業課内)**

○連絡先

上勝町 産業課 農業振興係 TEL0885-46-0111